

「学力に関する証明書」申請時の注意点

※申請前にご一読ください。

■「学力に関する証明書」は、入学時に所属学科で取得可能であった免許状（課程認定のある免許状）についてのみ発行可能です。別の学校種、科目の免許状をこれから新たに取得する場合でもその学校種、修得科目により発行できない場合があります。

■「学力に関する証明書」は免許状取得の証明ではありません。
免許状を紛失された場合などは、「教育職員免許状授与証明書」を都道府県教育委員会にご請求ください。大学で一括申請された場合はキャンパスが置いてある都道府県の教育委員会が授与権者、個人申請の場合はご自身が申請した都道府県が授与権者となります。

- 「学力に関する証明書」が必要な場合は主に以下の通りです。
1. 現時点で免許状取得要件を満たしており、教育委員会に免許状の申請を行う
 2. 現時点は免許状取得要件を満たしておらず、教育委員会で不足単位を確認する場合
 3. 現時点は免許状取得要件を満たしておらず、他大学等で不足単位を修得する場合

適用免許法	入学年度
新法（平成28年改正法）	平成31（2019）年度入学～
旧法（平成10年改正法）	平成12（2000）～平成30（2018）年度入学
旧々法（昭和63年年改正法）	平成2（1990）～平成11（1999）年度入学
旧々々法	～平成元（1989）年度入学

※旧法以前の入学生で、在学中に修得できなかった不足単位をこれから修得する場合や、別の学校種、科目の免許状をこれから新たに修得する場合は原則、**新法が適用**されます。

※教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」の4区分）のみの基礎資格を証明する「学力に関する証明書」は、在学していた学部学科の教職課程の有無、入学年度に関係なく発行することができます。